

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書 No. 2
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	狛・小野グローバル法律事務所 弁護士 小野雄作 弁護士 小森蘭子
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング13階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成30年12月3日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ベイカレント・コンサルティング
証券コード	6532
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	外国法人
氏名又は名称	ゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド (Gordian Capital Singapore Private Limited)
住所又は本店所在地	シンガポール187966、ウォータールー・ストリート192、スカイラインビルディング #05-01
事務上の連絡先及び担当者名	〒100-6013 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング13階 狗・小野グローバル法律事務所 弁護士 小野雄作 弁護士 小森蘭子
電話番号	(03)6550-8300

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.2
訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年11月29日
訂正箇所	2018年12月3日付で提出した変更報告書 No.2を訂正するために同日付で提出した訂正報告書に委任状が添付されておりませんでしたので、本訂正報告書により委任状を添付するものです。